

特別児童扶養手当のしおり

○ 障がいのあるお子さんのために ○

特別児童扶養手当とは・・・

知的（精神）または身体に障がいのある20歳未満のお子さんを養育している方に手当を支給する制度です。

手当を受けようとされる方へ

○手当を受けることができる方は？

日本国内に住所があり、知的または身体に中程度以上の障がいのあるお子さん（20歳未満）を養育している父母等に支給されます。

ただし、次の場合は、受給できません。

1. 児童の住所が日本国内にないとき
2. 児童が障がいを理由とする公的年金を受けているとき
3. 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
（通園・通所・母子入園を除く）

※おおむね療育手帳ではA1、A2、B1程度、身体障害者手帳では1～3級程度です。手帳を取得されていない場合や、精神障がい、重複障がい等についても中程度以上の障がいがあるお子さんについては、診断書にて判定を受けることができます。また、手帳を所持されていても認定されない障がいもあります。

○手当を受けするための手続きは？

手当は認定請求に基づいて支給しますので、手当を受けようとされる方は、住所地の市役所、町村役場にて手続きをしてください。

（関市にお住まいの方は、関市役所子ども家庭課または各事務所住民福祉係）

手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本（外国人の方は外国人登録済証明書等）
2. 所定の認定診断書（診断書は省略できる場合もあります）
3. 印鑑（申請の際の訂正印に必要になります）
4. 請求者本人の通帳の写し
5. 対象児童の療育手帳、身体障害者手帳、精神福祉手帳（持っている方のみ）
6. 同一住所全員のマイナンバー（申請書に記入が必要になります。）
7. その他必要となる書類（申請者全員が必要な書類ではありません。）

所得課税証明書 …申請書にマイナンバーの記入があれば不要です。但し、未申告者の場合は、当年1月1日に住民票のある市町村にて申告を行ってください。※1～6月までに申請する場合には前々年の所得になります。

別居監護 …別居監護申立書（申請者の住所地の民生委員の確認）
子どもの世帯全員の住民票

○手当の支払いは？

手当は県知事によって認定されると、認定請求をした日の属する月の翌月分から、次の支払日に支払われます。

12月～3月分・・・4月11日支払
4月～7月分・・・8月11日支払
8月～11月分・・・12月11日支払
(支払日が土・日・祝日の場合は、その前日に支払われます)

○手当の額は？

1級(重度)	1人につき	月額	58,450円
2級(中度)	1人につき	月額	38,930円

○所得制限はありますか？

手当を請求する人または、その方と生計を同一にしている方の前年の所得が一定限度額以上ある場合は、その年の8月から翌年7月まで支給が停止されます。また、毎年8月に所得状況調査を行います。

(参考)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	6,420,000円	4,596,000円	8,319,000円	6,287,000円
1人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

【お問合せ先】

〒501-3894
関市若草通3丁目1番地 関市役所 子ども家庭課 手当係

☎0575-23-7733